

## 鳥取県ビジネス人材副業・兼業活用補助金の 事務手続きについて

### 1. プロフェッショナル人材戦略拠点によるマッチング支援

○副業・兼業人材の活用にあたり、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点の事業を活用した事業所が補助金の対象となります。

### 2. 交付申請書提出（人材が県外で業務に従事する日の14日前まで）

○交付申請書は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送、持参してください。  
○助成金額の上限は、1社あたり年間10万円です。

### 3. 交付決定通知受領（交付申請から14日以内）

### 4. 副業・兼業人材受入れ

○交通費、宿泊費に係る領収書の写しを受領してください。  
○副業・兼業人材からの領収書の写しを受領してください。

### 5. 実績報告書提出（完了から14日以内又は3/10まで）

○実績報告書は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送、持参してください。

### 6. 補助金支払

#### 資料提出・問い合わせ先

商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク  
鳥取県鳥取市東品治町111-1（JR鳥取駅構内）  
電話：0857-51-0501 ファクシミリ：0857-51-0502  
Eメール：hellowork-tottori@pref.tottori.lg.jp